

再契約（2回目）意向確認における質疑応答集 （入居者用）

- 皆さんから、お問い合わせがありそうな質問項目について、回答集を作成しましたので御参照ください。
- ご不明な点につきましては、お手数でも宮城県応急仮設住宅契約事務センター（電話 022-745-0565）までお問い合わせ願います。

Q 1 民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の供与期間延長とは何ですか。

A 1 民間賃貸住宅借上げ物件について、再契約を締結することで供与期間を延長するものです。

Q 2 なぜ再契約が必要なのですか。

A 2 現在の契約は、契約期間満了により終了して更新されない定期建物賃貸借契約として締結しているためです。（借地借家法第38条）

Q 3 民間賃貸住宅借上げ物件は、全て再契約されるのでしょうか。

A 3 貸主様、入居者様双方に再契約の意思がある場合に限り、再契約することができますので、全ての契約が再契約されるわけではありません。また、被災時の住所が、七ヶ宿町、川崎町、色麻町の方は、再契約の対象にはなりません。

Q 4 再契約の契約期間はいつまで延長されるのでしょうか。

A 4 現在取り交わしている定期建物賃貸借契約書に記載されている契約終期の翌日から1年間となります。

例 定期建物賃貸借契約書の契約終期が平成26年4月30日の場合
再契約期間 平成26年5月1日～平成27年4月30日

Q 5 応急仮設住宅の供与期間の延長の取扱いは、いつまで続くのでしょうか。

A 5 応急仮設住宅の供与期間のさらなる延長については、県内の災害公営住宅建設等復旧・復興の進捗状況などを考慮しながら、国と協議の上、判断していくこととなります。

Q 6 入居者に再契約の意思がない場合、入居者から貸主に連絡する必要はありますか。

A 6 入居者様から貸主様に再契約の意思がないことを御連絡していただくようお願いいたします。

Q 7 現在の居室が狭いので、他の応急仮設住宅へ転居することは可能でしょうか。

A 7 他の応急仮設住宅に転居できるのは、貸主様に再契約の意思がない場合に限り、入居者様の事情により、他の応急仮設住宅へ転居することはでき

ません。

Q 8 貸主に再契約の意思がない場合の転居先として、民間賃貸住宅に転居しても良いのでしょうか。

A 8 民間賃貸住宅への転居は、転居希望先の市町村にプレハブ仮設住宅及び公営住宅等の応急仮設住宅に空きがない場合に限りです。

Q 9 他の応急仮設住宅に転居する際の転居費用はどのようなのでしょうか。

A 9 転居する際の費用は入居者様の負担となります。

Q 10 現在の契約において、入居当初に入居者自身が加入した損害保険の取扱いはどのようなのでしょうか。

A 10 再契約期間における損害保険については、借主である宮城県が加入します。
なお、入居者様自身が加入した損害保険の費用は、入居者様の負担となることを御了承願います。

Q 11 宮城県が加入する損害保険は、どのような内容でしょうか。

A 11 保険内容は下表のとおりです。

建物の構造	借家人賠償	個人賠償	家財保険	
			火災	地震
鉄骨・コンクリート造	2,000万円	1億円	100万円	50万円
木造				46.6万円

Q 12 記入を誤ったが訂正は可能でしょうか。

A 12 訂正箇所を二重線で引き、その上に訂正印を押し、近接する余白部に正しく御記入願います。

Q 13 入居開始時と現在の入居世帯の状況に相違がありますが、どのようにすれば良いのでしょうか。

A 13 現在の契約内容（入居者名、入居人数）に相違がある場合は、変更手続きが必要な場合がありますので、お手元に現在取り交わしている定期建物賃貸借契約書を御用意の上、お問い合わせ願います。

なお、応急仮設住宅に当初から入居されている方全員が退去する場合は、解約手続きが必要となります。

お問い合わせ先

宮城県応急仮設住宅契約事務センター

電話：022-745-0565